

第3段階 詳細事業計画の立案

《ケース②》

解説

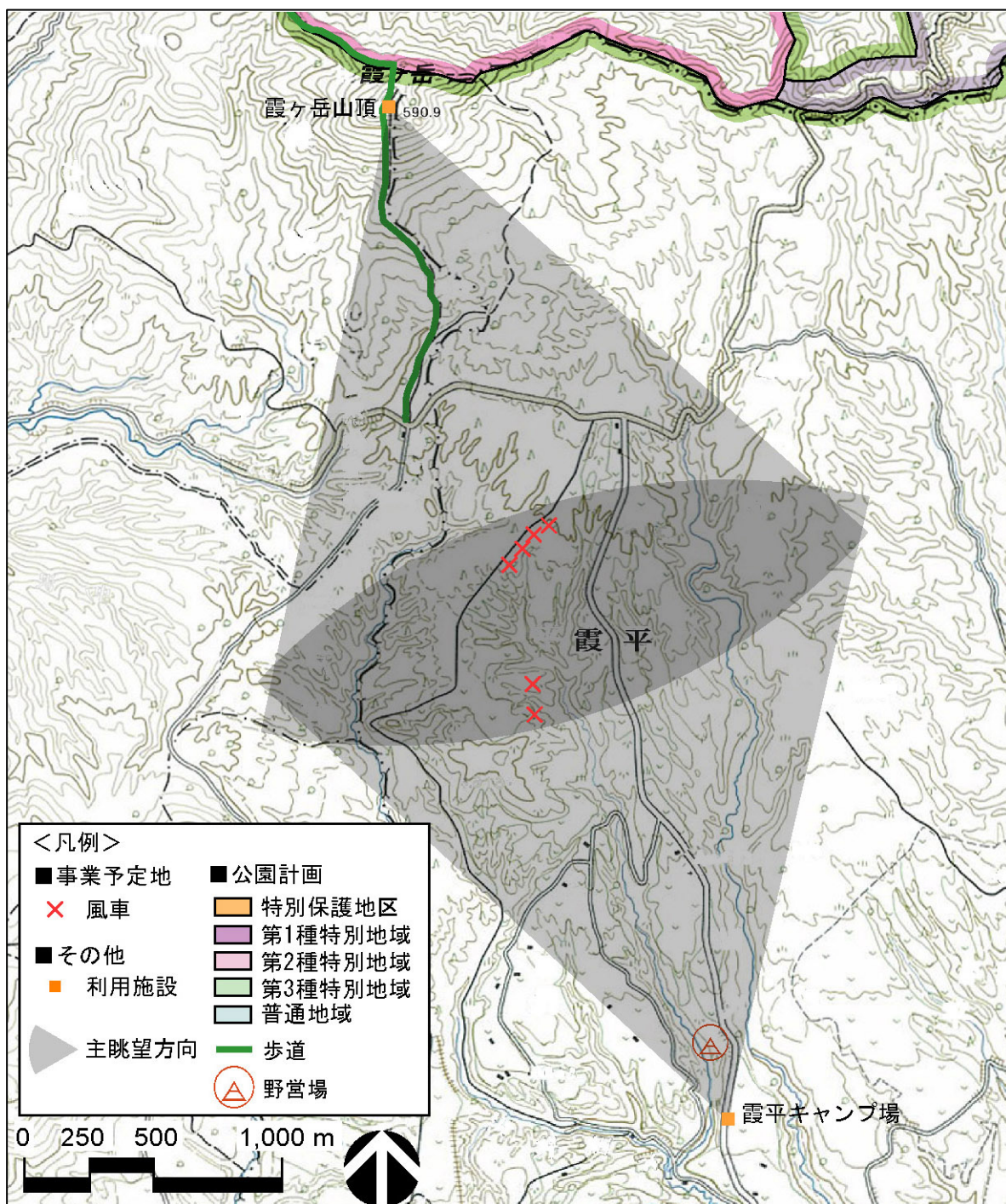
・次のような眺望保全のための措置を設定し、事業計画を立案した。

■眺望保全措置

★いずれの保全対象展望地からも垂直見込み角を 2° 以下とすること

■事業計画

発電出力	850kw	ハブ高	65m	ロータ径	50m	ロータ天端高	90m	基数	8基
------	-------	-----	-----	------	-----	--------	-----	----	----



作業解説

- ・立案した詳細事業計画について、フォトモンタージュの作成により眺望変化予測を行った。
- ・その結果、立案した措置を講じた場合でも眺望への支障は十分に回避低減されているとはいえず、次の点からさらなる措置を講じる余地があると判断し、詳細事業計画を再検討することとした。

- 霞平からの霞ヶ岳等への主眺望方向の視野内に風車が介在する
- 霞ヶ岳からの俯角 8° 以上の重要な領域に風車の一部が介在する
- 展望地からの視軸と直交方向に風車が配列され、視野の広範囲に風車が出現する

作業結果

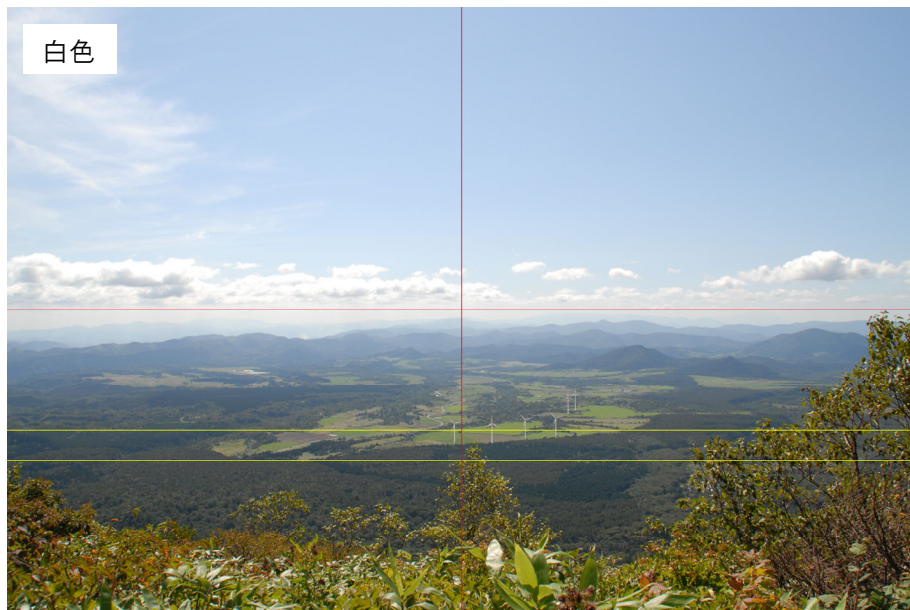
- ・「①霞平」及び「②霞ヶ岳」における眺望変化予測に基づく眺望保全措置の妥当性の確認について、次のように取りまとめた。

《ケース②》 眺望変化予測に基づく眺望保全措置の妥当性の確認結果

＜展望地① 霞平＞



白色



＜展望地② 霞ヶ岳＞



白色

